

上松町の補助制度一覧 (R5.4.1)

上松町で実施している各補助制度の概要です。
各制度の詳細・申請につきましては、各担当までお問合せ下さい。

※掲載されている内容のほか、細かな支給要件や定められた申請期間がある場合があります。要件に該当するか申請前に必ず各担当へご確認ください。

移住やUターンをお考えの方へ

制度名	対象者	事業内容 【申請方法】	担当係									
上松町（Uターン） 就業・創業移住 支援事業補助金	（A）と（B）を満たしている方 （A）移住に関する要件 ・通算5年以上、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知県・大阪府に在住し、かつ就労及び大学等への通学期間（就労＋通学の合算期間）が5年以上であること。 ・当支援金の申請日から5年以上、上松町に居住する意思を有すること。 （B）就業に関する要件 ○「一般」コース ○長野県の「移住支援金対象求人サイト（マッチングサイト）」に掲載されている企業に新規雇用として就業すること。 ・当該企業に5年以上勤務する意思を有すること。 ○「関係人口コース」 ・上松町より関係人口として認定を受けていること（認定要件：「過去に上松町に住んでいた」「上松の学校に通学していた」「上松町にふるさと納税をしたことがある」等） ・本社が本店が長野県内にある企業に新規雇用として就業すること（官公庁やみなし大企業等をのぞく）。 ・当該企業に5年以上勤務する意思を有すること。 ※ほか各種条件・コースあり	 対象者へ支援金を交付 単身世帯： 60 万円 2人以上世帯： 100 万円 また、18歳未満のお子さんがいる場合、一人につき 100 万円を加算（上限3人分まで） 【「上松町に転入」＋「該当する企業に就職してから3か月経過」⇒申請】 ※支給要件が複雑なため事前相談をおすすめします	企画政策係 0264-52-4901 役場窓口 7番									
ウェルカム祝い金	お子さん（中学生以下）連れて上松町へ転入した世帯	対象者へ町内で使える商品券を支給【転入後に申請】 転入児童 <table><tr><td>1名</td><td>30,000</td><td>円</td></tr><tr><td>2名</td><td>50,000</td><td>円</td></tr><tr><td>3名以上</td><td>70,000</td><td>円</td></tr></table>	1名	30,000	円	2名	50,000	円	3名以上	70,000	円	子育て支援係 0264-52-4900 役場窓口 6番
1名	30,000	円										
2名	50,000	円										
3名以上	70,000	円										

住宅の新築や空き家のリフォーム・解体を検討している方へ

制度名	対象者	事業内容	担当係
空き家片付け事業	空き家バンク登録物件の所有者または相続人	空き家バンク登録物件の家財道具等の搬出及び処分、清掃等にかかる経費を補助【事前申請】 上限10万円	企画政策係 0264-52-4901 役場窓口 7番
空き家改修事業	空き家バンク登録物件の購入または賃貸の契約を締結された方 空き家バンクの登録・利用申請は、企画政策係までお問合せ下さい！ 	空き家バンク登録物件の改修工事にかかる経費を補助【事前申請】 ・台所、浴室、便所、または洗面設備の改修 ・電気、ガスまたは上下水道設備の改修（下水道への接続工事は対象外） ・天井、壁紙または床面仕上げ等の内装の改修 ・屋根または外壁等の外装の改修 上限50万円 補助率1/2	
空き家解体事業	空き家の所有者または相続人 もしくは空き家が建っている敷地の所有者	空き家の解体工事にかかる経費を補助【事前申請】 ※解体跡地の処分計画（「駐車場にする」等）が必要 上限50万円 補助率1/2	
既存住宅耐震補強補助金	住宅の耐震補強を実施する方	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の結果、総合評点数が1.0未満の住宅を、総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点数を上回る工事にかかる経費について補助【事前申請】 上限100万円	危機管理係 0264-52-4902 役場窓口 10番
上松町住宅リフォーム補助金	上松町内に居住、または住宅リフォーム後に町内に居住し、かつ上松町木造住宅推進協議会会員による施工を行う方	工事費の一部を助成【事前申請】 上限40万円 補助率1/10	商工観光係 0264-52-4804 役場窓口 8番
上松町木造住宅新築等補助金	上松町内に居住、または住宅建築後に町内に居住し、かつ上松町木造住宅推進協議会会員による施工を行う方	町内に住宅を新築あるいは全面改築する方に補助金を交付【事前申請】 上限50万円 床面積3.3㎡につき1万円	

上松町木造住宅新築等 建築用木曽ヒノキ材提供事業	建設資材の一部に木曽ヒノキを利用して新築あるいは改築する方	上松町木造住宅新築等補助金の交付要綱による住宅に 木曽ヒノキ材分を補助 【事前申請】 上限 30万円	商工観光係 0264-52-4804 役場窓口 8番
高齢者・障害者にやさしい 住宅改良促進事業	世帯の所得税が15万円以下の世帯で、要介護認定または身体障害者手帳1～3級の方	段差解消や手すりの設置等の改修 を行う場合に補助【事前申請】 ※介護保険、障害者地域生活支援事業での補助を除いた額 上限 70万円 補助率1/10	福祉係 0264-52-5550 役場窓口 3番

浄化槽の接続・設置を検討されている方へ

制度名	対象者	事業内容	担当係
浄化槽設置	浄化槽整備区域内	浄化槽整備区域内の専用住宅に合併浄化槽を設置する経費に対して補助【事前申請】 ・5人槽：332,000円 ・6～7人槽：414,000円 ・8人槽以上：548,000円	上下水道係 0264-52-4803 役場窓口 9番

結婚をされた方へ

制度名	対象者	事業内容	担当係
上松町結婚祝金	以下の全ての要件に該当する夫婦 ・令和5年4月1日以降に入籍している ・夫婦双方が上松町の住民であり、 祝金の申請をした日から5年以上、上松町に居住する意思を持ち、確約できる ・町税等に滞納がない ・過去に夫婦のどちらかが、この祝金の支給を受けていない	申請のあった夫婦に対して下記の額を支給【婚姻日から6カ月以内に申請】 1組につき 現金 20万円 商品券 5万円分 	企画政策係 0264-52-4901 役場窓口 7番
上松町結婚 新生活支援補助金	以下の全ての要件に該当する夫婦 ・令和5年3月1日以降に入籍している ・夫婦双方が上松町の住民であり、補助金の申請をした日から5年以上、上松町に居住する意思を持ち、確約できる ・夫婦双方が入籍日において 39歳以下 ・夫婦の 合計所得 （夫婦の奨学金年間返済額合計を控除した額）が 500万円未満 。 ・他の公的制度による家賃補助等を受けていない ・過去に夫婦のどちらかが、この補助金を受けていない ・町税等に滞納がない	①住居費 （婚姻を機に支払った住宅の 新築費用、購入費用、賃借料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等 ） ②引越費用 （転居先住宅への引越しに伴い支払った 引越業者・運送業者への支払費用 ） ③リフォーム費用 （婚姻を機に住宅を リフォームした工事費用 ） 対象期間内に支払われた①～③の合計額に対し、上限 30万円 を補助（夫婦がともに29歳以下の場合は 60万円 ） 【入籍した年度の3月末までに申請】 ※支給要件が複雑なため事前相談をおすすめします	

妊娠、出産をひかえている方・子育てをされている世帯の方へ

制度名	対象者	事業内容	担当係
不妊治療助成事業	以下のすべてに該当する夫婦 ・不妊治療を実施している方（詳しくはご相談ください） ・夫婦とも上松町に1年以上住所がある方	左記の条件に該当する夫婦に対して助成【事前申請】 年30万円まで（自己負担の1/2以内）	保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番
妊婦健診・ 産後健診・ 新生児聴力検査助成事業	妊婦・産婦・新生児 	妊娠中の健康診査、産後の健康診査及び新生児聴力検査の助成【事前申請】 妊婦健診14回 超音波検診4回 産婦健診2回 新生児聴力検査1回	
妊娠・子育て応援事業	妊婦・出生した子ども・子育て家庭	伴走型相談支援とともに出産・子育て応援給付金を給付【事前申請】 妊娠届出時の面接後 5万円 新生児訪問等の面接後 5万円	

出産祝い金給付事業	6か月以上、上松町に居住している親から誕生した赤ちゃん	赤ちゃんの誕生を祝うため、祝い金と上松町商品券を給付【赤ちゃんの出生後に申請】 現金 1児 10万円 商品券 第1子： 3万円分 第2子： 5万円分 第3子以上： 7万円分	
ハローウッド事業	出生した子ども	出生した子どもへの祝い品（5000円相当の木工製品）の贈呈【赤ちゃんの出生後に申請】	子育て支援係 0264-52-4900 役場窓口 6番
チャイルドシート購入助成金	子育て世代の内6歳未満のお子さんの為に新しくチャイルドシートを購入した世帯	新規のチャイルドシートの購入の費用についての補助 6歳未満のお子さん1人1回【事前申請】 上限 1万円	子育て支援係 0264-52-4900 役場窓口 6番
福祉医療給付金事業	・0歳から18歳到達の年度末前での乳幼児・児童（所得制限なし） ・ひとり親世帯の方（所得制限あり）	該当する方がかかった医療費について助成（保険対象外の費用は除く） 受信者負担分（1レセプトあたり500円）を除く医療費について給付【要申請】	福祉係 0264-52-5550 役場窓口 3番
在宅育児世帯応援給付金	満1歳から満3歳に達する年度までの幼児を家庭で子育てする世帯（保育所を利用していない世帯）	子育て環境の充実を目的として、保育所を利用していない世帯へ給付金を支給【事前申請】 1か月 1万円	保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番
保育料3歳児以上無償化（国制度）	保育園児の保護者	国の制度に沿って保育料の徴収を行わない【申請不要】 全額公費負担	子育て支援係 0264-52-4900 役場窓口 6番
保育園給食費無償化		学校給食に係る調理、加工費及び材料代の徴収を行わない【申請不要】 全額公費負担	
就学祝い金	小学校・中学校に入学するお子さんの保護者	未来を担う子どもの就学を祝うため、小学校・中学校に入学するお子さんの保護者に、町で使える商品券を支給【教育委員会から配布する様式により申請】 小学校入学 1万円分商品券 中学校入学 3万円分商品券	
要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助	小学生、中学生の保護者	経済的な理由により就学が困難と認められる保護者に対して就学援助費を支給【事前申請】 学用品、通学用品、修学旅行費、PTA会費等	総務教育係 0264-52-4900 役場窓口 6番
遠距離通学児童生徒通学費補助		公共交通機関が利用できず遠距離通学を行っている小学生、中学生の保護者【事前申請】 距離×日数×通学相当燃料代	
小学校・中学校給食費無償化		学校給食に係る調理、加工費及び材料代の徴収を行わない【申請不要】 全額公費負担	
夢チャレンジ支援事業（短期留学補助）	中学生または高校生の保護者	海外への語学研修等を行う中学生または高校生の費用の一部を支援【事前申請】 限度額10万円 補助率1/2以内	
中学校英語等検定料補助	中学生	英語、数学、漢字検定の検定料の助成 検定料の全額	
高校生通学費等助成事業	高校生の保護者	経済的支援として、高校生の通学定期代金の助成を行う 通学定期代等の1/2 上限45,000円	
私立高等学校等生徒奨学補助	私立学校に在籍の生徒の保護者	私立学校等に在学する生徒の奨学と保護者の負担の軽減のため補助を行う 生徒1人につき年額2万円	
奨学金制度	高校生、大学生等	就学の支援として奨学金の貸付を行う 貸付額 高校生 月額2万円 大学生等 月額3万円 入学一時金	

お子さんの予防接種を受けられる方へ

制度名	対象者	事業内容	担当係
ロタウイルス (ロタリックス)	1ヶ月半～6ヶ月	予防接種をした方へ全額助成 【申請不要】 	保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番
ロタウイルス (ロタテック)	1ヶ月半～8ヶ月		
B型肝炎 (ヘプタバックス)	2ヶ月～1歳		
B型肝炎 (ビームゲン)			
ヒブ (インフルエンザ菌b型)	2ヶ月～5歳		
小児肺炎球菌			
四種混合 (DPT-IPV)	3ヶ月～7歳6ヶ月		
不活化ポリオワクチン			
BCG	5ヶ月～1歳		
日本脳炎	6か月～7歳6ヶ月、9歳～13歳、 特例対象者		
麻しん・風しん 混合 (MR)	1歳～2歳、5歳～7歳		
麻しん			
風しん			
水痘	1歳～3歳		
二種混合 (DT)	11歳～13歳		
子宮頸がん	12歳～17歳		
小児インフルエンザ	6か月～18歳（高校3年生に該当する学年）	1回1,000円助成【申請必要】	

人間ドックや各種健診を受けられる方へ

制度名	対象者	事業内容	担当係
人間ドック助成事業	国民健康保険被保険者のうち35歳以上の方と 後期高齢者医療被保険者の方	人間ドックとがん検診の受診にかかる費用を助成 (町が実施する特定健診と人間ドック等を重複して受けた方は、人間ドック助成金から特定健診分を控除) 人間ドックと脳ドックとがん検診(肺、大腸、胃、脾臓)の基本部分について7割を助成 上限：1日ドック30,000円 2日ドック45,000円 脳ドック25,000円 がん検診20,000円 ※同時に2種類の場合30,000円 併用不可 1日ドック、2日ドック、脳ドック、がん検診のいずれかを年度内に1回助成【事前申請】	厚生係 0264-52-4802 役場窓口 2番
国保特定健診	国民健康保険被保険者のうち40歳～74歳の方	特定健診の受診にかかる費用を全額助成 【健診予約された方に適用】	保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番
ヘルスケア健診	20歳～40歳未満の方で、職場や病院等で健康診断を受ける機会のない方		

高齢者健診	後期高齢者医療被保険者の方	健診の受診に係る費用を全額助成	福祉係 0264-52-5550 役場窓口 3番
前立腺がん検診	50歳以上の男性	集団検診を受診した方へ自己負担分（500円）以外を助成 1人当たり1,760円 【健診予約された方に適用】	保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番
C型肝炎ウイルス検査	20歳以上で今までに肝炎ウイルス検査を受けていない方	集団検診を受診した方へ全額助成 1人当たり1,980円 【健診予約された方に適用】	
胃がん検診	50歳以上の方	集団検診を受診した方へ自己負担（1,000円）以外を助成 【検診アンケート記入者に適用】	
	年内に50、60歳になる方 （節目検診対象者）	集団検診を受診した方へ全額助成 【申請不要】	
大腸がん検診	40歳以上の方	集団検診を受診した方へ自己負担（500円）以外を助成 【検診アンケート記入者に適用】	保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番
	年度内に41、51、61歳になる方 （節目検診対象者）	集団検診を受診した方へ全額助成 【申請不要】	
乳がん検診 （超音波エコー検査）	30歳以上の女性	集団検診を受診した方へ自己負担（1,000円）以外を助成 【検診アンケート記入者に適用】	
乳がん検診 （マンモグラフィ検査）	40歳以上の女性	集団検診を受診した方へ自己負担（2,000円）以外を助成 【検診アンケート記入者に適用】	
	年内に41、51、61歳になる女性 （節目検診対象者）	集団検診または個別検診を受診した方へ全額助成 【申請不要】	保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番
子宮頸がん検査	20歳以上の女性	集団検診を受診した方へ自己負担（1,000円）以外を助成 【検診アンケート記入者に適用】	
	年度内に21、31、41歳になる女性 （節目検診対象者）	集団検診または個別検診を受診した方へ全額助成 【申請不要】	
胸部ラセンCT検診	40歳以上の方	集団検診を受診した方へ自己負担（2,000円）以外を助成 【検診予約された方に適用】	
	年度内に40、50、60歳になる方 （節目検診対象者）	集団検診を受診した方へ全額助成 【検診予約された方に適用】	福祉係 0264-52-5550 役場窓口 3番
結核検診	65歳以上の方	集団検診を受診した方へ全額助成 【検診アンケート記入者に適用】	

高齢者福祉			
制度名	対象者	事業内容	担当係
高齢者インフルエンザ助成	65歳以上の方でインフルエンザ予防接種の希望者	インフルエンザ予防接種をした場合 2,000円の助成を行う。 （生活保護の場合は全額助成を行う） 【希望者に送付する予防票を記入の上、提出】	保健衛生係 0264-52-2825 役場窓口 3番
高齢者肺炎球菌 予防接種助成	65歳以上の方で当年度該当者	高齢者肺炎球菌予防接種をした場合3,000円の助成を行う （生涯1回）【申請不要】	福祉係 0264-52-5550 役場窓口 3番
特殊詐欺、迷惑電話対策 電話機購入補助	65歳以上のみで構成される高齢者の世帯	特殊詐欺、迷惑電話対策の機能を有する装置の購入費について助成【要申請】 購入費の1/2を補助 上限6,000円	
介護機器購入費の助成	概ね65歳以上の高齢者で介護機器を必要とする者。ただし、購入品の一部については所得制限があります。	介護保険で対応していない福祉機器の貸与や購入費について貸与または、購入費について助成【要申請】 貸与品・・・吸引器、見守り機器等 購入費・・・自動消火器、火災警報装置、福祉電話、発電機、蓄電器（人工呼吸器、痰吸引器等の電気福祉機器ご利用の方）、パルスオキシメーター等 貸与・購入費の8割を助成	
家族介護用品の支給事業	在宅で要介護4以上の方を介護する介護者	オムツやペースト食など介護に係る介護用品の購入費を助成【要申請】 上限 1ヵ月5,000円	

居宅介護住宅改修 (介護保険)	要介護・要支援の認定を受けた方	生活環境を整えるための住宅改修について受託改修費を支給 (手すりの設置、段差解消、便座の取替等)【要申請】 上限20万円 費用の7割～9割を助成 ※介護保険所得割合に応じて変わります	福祉係 0264-52-5550 (包括支援センター) 役場窓口 3番
福祉用具購入費の助成 (介護保険)	要介護・要支援の認定を受けた方	福祉用具の購入費について助成(ポータブルトイレ、入浴補助用具、移動用リフトなど)【要申請】 上限年間10万円 費用の7割～9割を助成 ※介護保険所得割合に応じて変わります	

障がい者福祉

制度名	対象者	事業内容	担当係
福祉医療給付金事業	- 身体障がい者手帳1～3級の方 - 療育手帳の所持者 - 精神障がい者手帳所持者 65歳以上の国民年金別表該当者	該当の方がかかった医療費について助成(保険対象外の費用は除く) 受診者負担分(1レセプトあたり500円)を除く医療費について給付【要申請】	福祉係 0264-52-5550 役場窓口 3番
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	18歳未満で、両耳の聴力レベルが70db未満の、身体障害者手帳の交付対象外の児童であり、医師が補聴器が必要と認めた者(所得税46万円未満)	補聴器及びそれに付随する電池やイヤーマールドなどの購入費を助成【要申請】 - 軽度・中等度等難聴用耳かけ型補聴器: 43,900円 - 骨導式ポケット型補聴器: 70,300円 - 骨導式眼鏡型補聴器: 120,000円	
障害者自動車運転免許取得及び自動車改造費の助成	障害手帳所持者	自動車運転免許の取得にかかる費用、自動車運転するために必要な自動車の改造に要する経費を助成【要申請】 取得費の2/3または、10万円のいずれか少ない額	
補装具の給付	障がい者や難病の方を対象(ただし、障害の種別や程度によって、給付できる用具が異なります。)65歳以上の方で介護保険の給付対象となる用具については対象となりません。	装着することにより失われた身体の一部、あるいは機能を補完する補装具の購入等について給付【要申請】 (補聴器、車いす、遮光レンズ、上下肢装具等)	
障害者日常生活用具給付事業	重度障がい者や難病の方を対象(ただし、障害の種別や程度によって、給付できる用具が異なります。)65歳以上の方で介護保険の給付対象となる用具については対象となりません。	日常生活の便宜や自立支援に資する日常生活用具の給付または貸与【要申請】 (ストーマ装具、携帯用会話補助装置、杖、移動用リフト、視覚障害者用文書読み上げ装置等)	

交通

制度名	対象者	事業内容	担当係
コミュニティ交通 タクシー利用補助	75歳以上の者 70歳以上で自動車運転免許を保有しない者 - 指定の地域に居住し運転免許を所有しない者または自動車を所有しない者または運転頻度の少ない者	タクシーを利用した際、ポイントカードに運賃総額を200で除した数(端数切捨て)のスタンプを押印し、スタンプが15ポイントに達したら640円分のタクシー乗車券として利用できる。(おんたけタクシー、木曾交通)【要申請】 カード1枚につき640円(発行上限なし)	生活環境係 0264-52-4802 役場窓口 2番
高齢者等交通費の助成事業	生活保護世帯、身体障害者手帳1～3級所持者、65歳以上の高齢者で外出時にバスの利用が困難な者、バス停まで徒歩で行くことができない者	下駄等が不自由な左記の者にタクシー券を助成することで、外出の機会を提供する。【要申請】 1枚650円の助成券を、一人につき年間36枚まで給付	福祉係 0264-52-5550 役場窓口 3番

環境衛生

制度名	対象者	事業内容	担当係
上松町猫繁殖制限 手術補助金	町内に住所を有する個人で、本補助金と類似した助成制度を利用していない者	猫の不妊・去勢手術費用について補助【事前申請】 不妊手術1匹につき12,000円、去勢手術1匹につき6,000円。ただし、手術費用がこれに満たない場合は費用の額とする。	生活環境係 0264-52-4802 役場窓口 2番

農林・畜産

制度名	対象者	事業内容	担当係
有害鳥獣被害防止 対策事業補助金	町内に住所を有する者(一つの区域において2名以上が共同で事業を行う場合は代表者)	サル、イノシシ、クマ等有害鳥獣対策として設置する施設(電柵等)に要する経費を補助【事前申請】 1名 資材費の5/10 上限50,000円/年 共同 資材費の6/10 上限50,000円/年	 農林係 0264-52-4804 役場窓口 8番
狩猟免許取得補助金	町内に住所を有する者(免許取得後は上松猟友会に入会し、町内の有害鳥獣捕獲に従事することができる者に限る)	狩猟免許受験手数料、初心者狩猟免許試験講習会テキスト代を補助【事前申請】 受験5,200円(既猟又は銃免許所有者3,900円) 講習3,300円 ※受験料等に変更があればその額を補助	
えごま生産奨励金	町内に住所を有する個人(共同生産の場合は代表者)又は団体	町内で生産し上松町特産品開発センターへ出荷したえごまに対し補助(開発センター買取額に上乗せ補助)【事前申請】 1kgあたり800円	